

議会運営委員会次第

令和8年9月24日
議会運営委員会室

1 開 会

2 協議事項

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 議案・請願の委員会審査結果について | 資料 1 |
| (2) 閉会中の継続審査・調査の申し出について | 資料 2 |
| (3) 委員長報告における付託外案件について | 資料 3 |
| (4) 議員発議案について | 資料 4 |
| (5) 決算特別委員会の設置について | 資料 5 |

3 その他

4 閉 会

令和8年9月定例会

議案・請願 委員会審査結果表

[議 案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和8年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）			可決		
第3号	令和8年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）			可決		
第4号	宮崎県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例		可決			
第5号	工事請負契約の変更について					可決
第6号	財産の取得について		可決			
第7号	財産の処分について	可決				
第8号	国営施設応急対策事業大淀川左岸地区の執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	
第9号	国営施設応急対策事業川南原地区の執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	
第10号	県道の路線廃止について			可決		
第11号	県道の路線認定について			可決		
第13号	令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	可決	可決	可決		

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第21号	障害者施設大規模修繕等への公的支援拡充についての請願		採択			
第22号	「デジタル終活登録・生活承継プラットフォームの構築について」の請願		採択			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和8年9月定例会

委 員 会 名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
(案) 議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

令和8年9月定例会

委員長報告における付託外案件について

(総務政策常任委員会)

- 「『宮崎県総合計画2023』アクションプラン」の政策評価結果（令和7年度）について
- 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ開・閉会式の準備状況について

(厚生常任委員会)

- 第2回県立日南病院を中心とした県南地域の公立病院のあり方検討委員会の開催結果について

(商工建設常任委員会)

- 宮崎道路啓開計画の策定について
- 宮崎県県営一ヶ岡団地再整備事業のPFI法に基づく特定事業の選定等について

(文教警察企業常任委員会)

- 宮崎県立学校教育改革実行計画（仮称）の骨子（案）について
- 公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について

※ 環境農林水産常任委員会は付託外案件なし。

※ 上記案件は、現時点での予定。

令和8年9月定例会

議 員 発 議 案 に つ い て

会派提出（意見書）

○会派提出分調整後

No	件 名	頁	提出者
①	「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書	1	(議 会 運 営 委 員 長)
②	すべてのケアラーに対する包括的な支援を求める意見書	2	
③	少人数学級・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	3	
④	労働時間法制のILO三者構成原則の堅持を求める意見書	4	

○ 「働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とILO三者構成原則の堅持を求める意見書（案）」は、「労働時間法制のILO三者構成原則の堅持を求める意見書」に件名を変更。

○ 「米国産ジャガイモの全面輸入解禁に反対し食の安全と日本の農業を守ることを求める意見書（案）」（県民連合立憲）は取下げ。

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」

の期限延長に関する意見書

特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和２７年に「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、これまで１４回にわたる期限延長が図られ、多大な成果をあげてきているところである。

しかし、近年、気候変動に伴い、激甚化・頻発化する台風や大雨による甚大な災害が続く中、侵食を受けやすい特殊土壌地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災など住民が安心して暮らしていくために必要な対策を講じていく必要がある。

このような中で、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が令和９年３月３１日で期限を迎える。

については、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壌地帯の厳しい実情を御賢察のうえ、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限を５年間延長することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年 月 日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	森 英 介 殿
参議院議長	関 口 昌 一 殿
内閣総理大臣	高 市 早 苗 殿
財務大臣	片 山 さつき 殿
総務大臣	藤 井 比早之 殿
農林水産大臣	築 和 生 殿
国土交通大臣	井 林 辰 憲 殿

すべてのケアラーに対する包括的な支援を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が、深刻な社会問題となっている。その影響は肉体的・精神的負担にとどまらず、社会的孤立、経済的困窮、学業や就労機会の喪失など、人生全般に及んでいる。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性を明記したが、包括的な法制度の整備には至っていない。一方、先進自治体の条例では「ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう支援する」との理念が掲げられており、ケアラー本人の尊厳を守る視点が一層重要となっている。

よって、国においては、すべてのケアラーが孤立することなく、安心して暮らし、学び、働き続けられる社会を実現するため、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望する。

記

- 1 ヤングケアラー、障がい児者の家族、ワーキングケアラー等、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援を整備すること。
- 2 相談支援専門員、ケアマネジャー等の支援人材の確保・育成や地方公共団体が地域の実情に応じた継続的な支援を安定して実施できるよう、財政的支援の充実を図ること。
- 3 ケアラー本人の支援に対する国民の理解を深め、社会全体で支える機運の醸成を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 月 日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 殿
財 務 大 臣	片 山 さ つ き 殿
文 部 科 学 大 臣	関 芳 弘 殿
厚 生 労 働 大 臣	上 野 賢 一 郎 殿
内閣府特命担当大臣（こども政策）	中 司 宏 殿
内 閣 官 房 長 官	木 原 稔 殿

少人数学級・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の
拡充を求める意見書

令和３年度施行の改正義務標準法により、小学校の学級編制標準は令和７年度までに段階的に３５人へと引き下げられた。また、中学校についても、令和８年度の中学１年生から、学年ごとに順次引き下げる方針となっており、今後は、高等学校においても３５人学級の早期実施など少人数学級の実現が求められる。

学校では、障がいのある子ども達に対する合理的配慮への対応、いじめ・不登校問題に向けた対応など、解決すべき課題が山積しており、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な環境となっている。本県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地域の実情に応じた教育施策を実現できる教職員定数改善が求められている。

また、教員の安定確保を目的とした義務教育費国庫負担制度であるが、平成１８年度から国庫負担率が２分の１から３分の１へ引き下げられている。自治体が安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子ども達へのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには財源保障をはじめとする条件整備は不可欠である。

よって、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- １ 高等学校での３５人学級を検討すること。
- ２ 教職員の働き方改革、長時間労働の是正、加配教員や少数職種の配置増など計画的な教職員定数改善を推進すること。
- ３ 新規採用の持続的な確保に加え、定年引上げ期間中にも教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
- ４ 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- ５ 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担割合の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年 月 日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 殿
文 部 科 学 大 臣	関 芳 弘 殿
内 閣 官 房 長 官	木 原 稔 殿

労働時間法制のILO三者構成原則の堅持を求める意見書

「働き方改革」関連法の施行から約7年が経過したが、いまだ過労死はなくならず、脳・心臓疾患および精神障害の労災請求件数は過去最多を記録している。現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められているが、持続可能な社会・地域を維持するために求められているのは、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立である。

よって、国は、「働き方改革」の見直しや労働法制の改正議論にあたっては、ILO三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚生 労働 大 臣
内 閣 官 房 長 官

森 英 介 殿
関 口 昌 一 殿
高 市 早 苗 殿
上 野 賢 一 殿
木 原 稔 殿

決算特別委員会の設置について（案）

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | <p>次の各号議案の審査</p> <ul style="list-style-type: none">・ 議案第 1 5 号「令和 7 年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」・ 議案第 1 6 号「令和 7 年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」・ 議案第 1 7 号「令和 7 年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」・ 議案第 1 8 号「令和 7 年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」・ 議案第 1 9 号「令和 7 年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第 9 8 条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 3 2 名（議長及び監査委員の任にある 3 名を除く議員全員） |